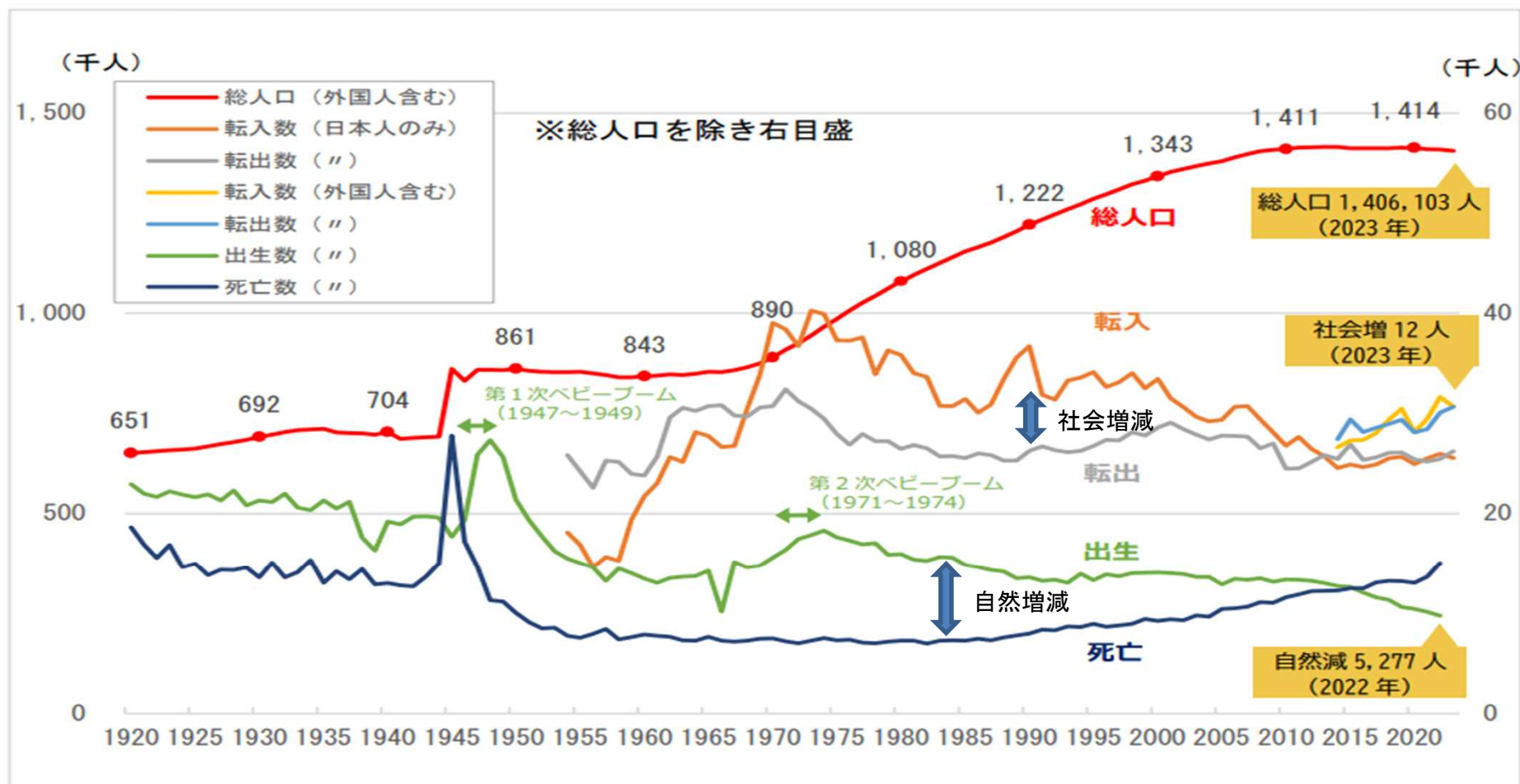


滋賀県の認知症施策について

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
在宅医療福祉・認知症施策推進係

滋賀県の人口推移

- 滋賀県の人口は、1960年（S35）以降増え続け2008年（H20）には140万人に到達
- 自然増減では戦後増加が続いていたが、死亡者数が出生数を上回った。
- 社会増減では1968年（S43）以来転入超過であったが、2013年（H25）には転出超過に転じた。



【資料：総務省「国勢調査」、「人口推計」、「住民基本台帳人口移動報告」、厚生労働省「人口動態統計」】

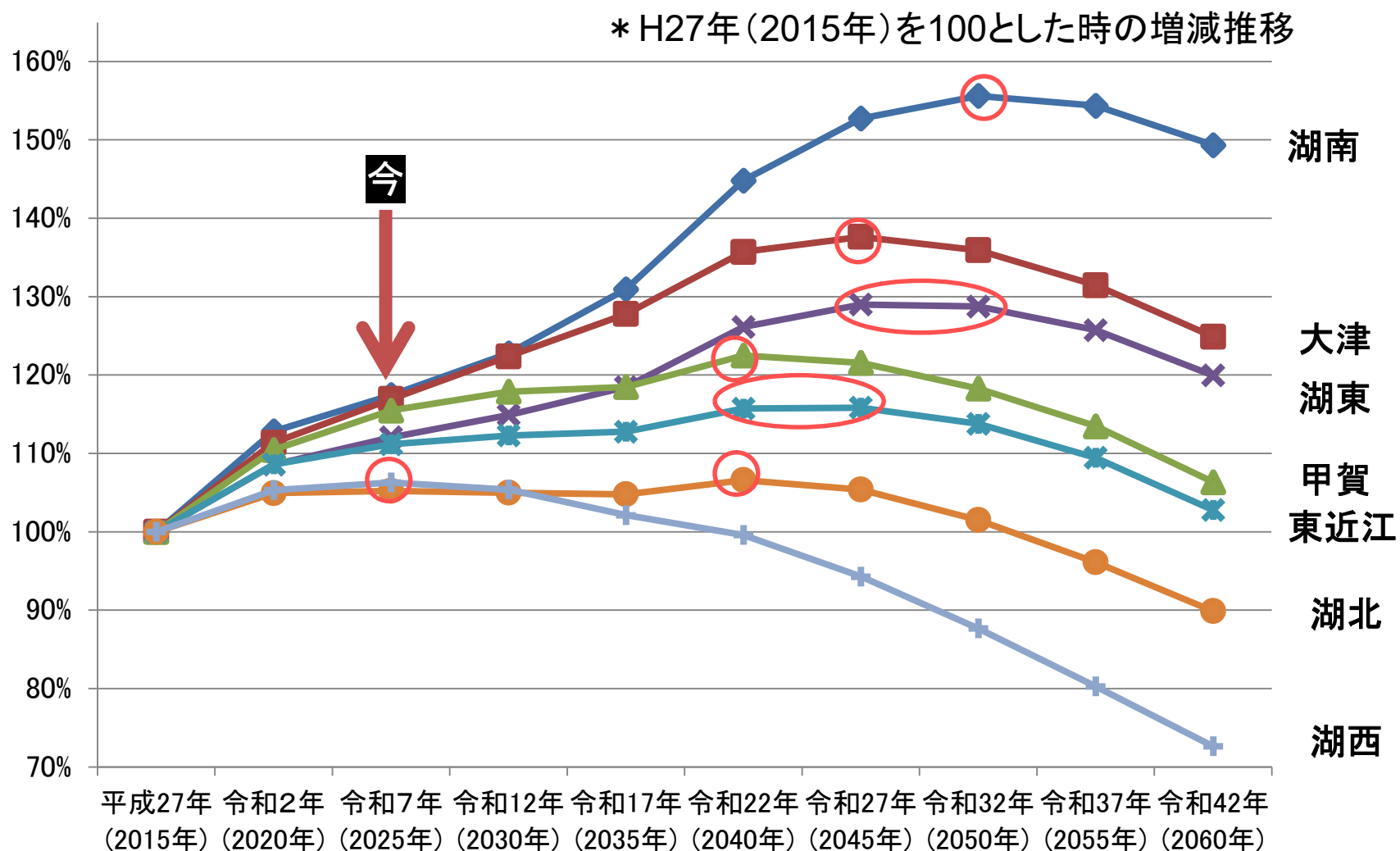
県内の高齢化状況と将来予測



区分	構成市町数	総人口(65歳以上)	高齢化率	2040年 高齢化率 推計
大津圏域	1市	344,722人(94,400人)	28.1%	35.4%
湖南圏域	4市	352,704人(77,348人)	22.6%	28.8%
甲賀圏域	2市	139,281人(39,779人)	29.0%	35.4%
東近江圏域	2市2町	222,851人(63,406人)	28.8%	34.4%
湖東圏域	1市4町	152,325人(40,188人)	27.2%	33.4%
湖北圏域	2市	144,410人(43,399人)	30.8%	36.8%
湖西圏域	1市	43,810人(16,589人)	38.1%	46.1%
全県域	13市6町	1,400,103人(375,109人)	27.4%	33.7%
* 75歳以上人口;202,914人 割合;14.8%				
全国(概算)		12,359万人(3,621万人)	29.3%	

(令和7年(2025年)1月1日現在)

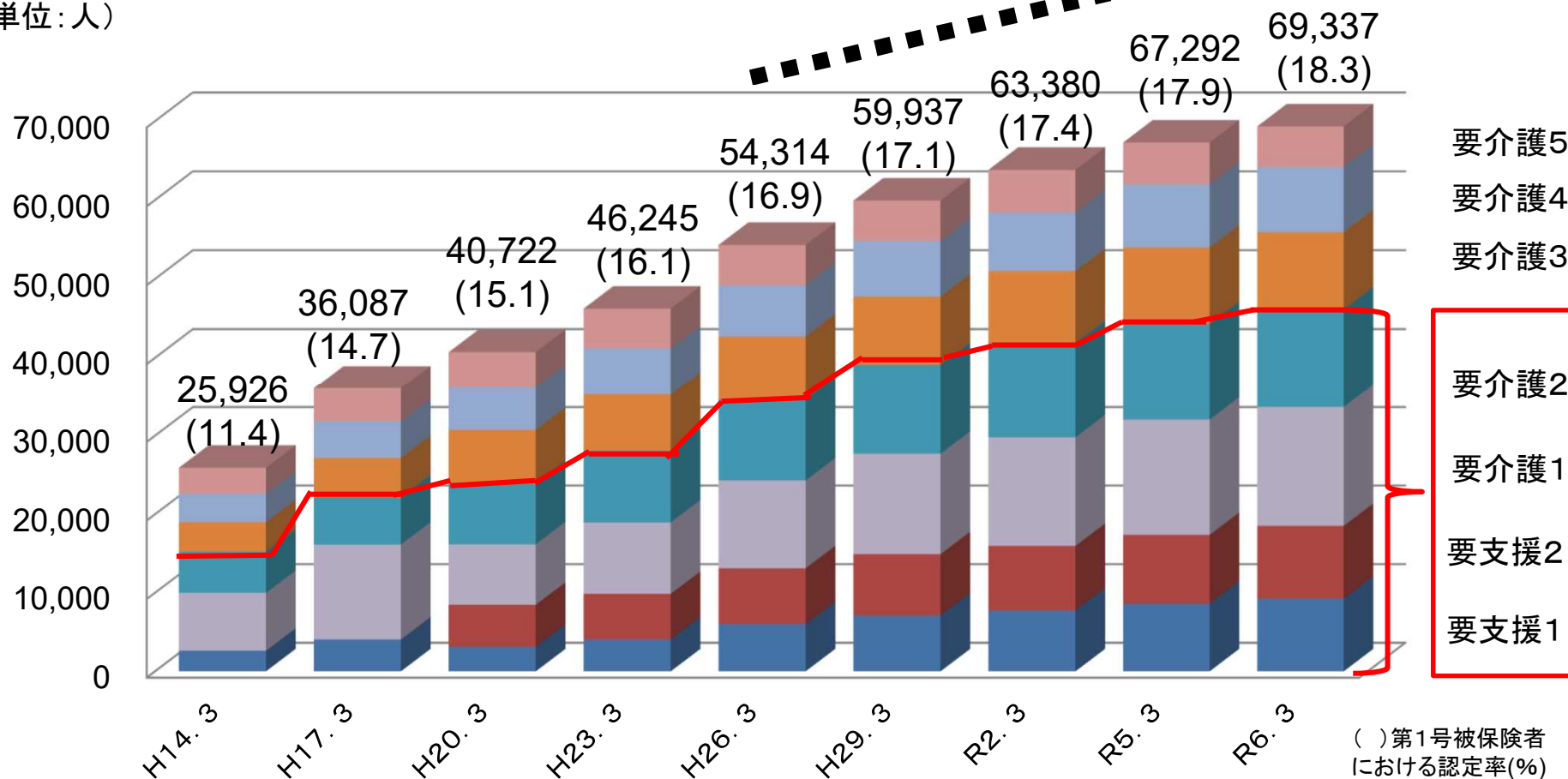
65歳以上人口の将来推計



滋賀県における要介護度別認定者数

10年間で約15,000人増え、今後も増加！！

(単位:人)



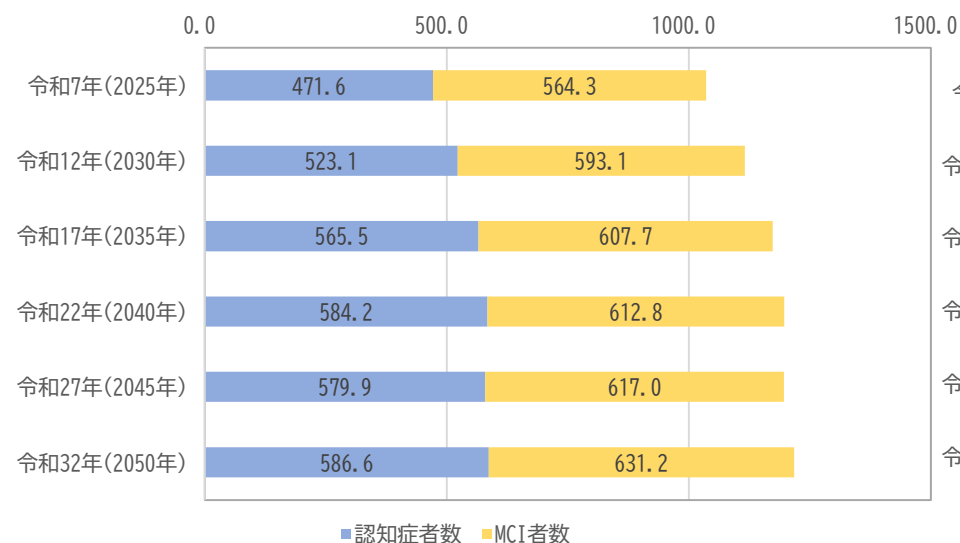
() 第1号被保険者
における認定率(%)

出典: 滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課

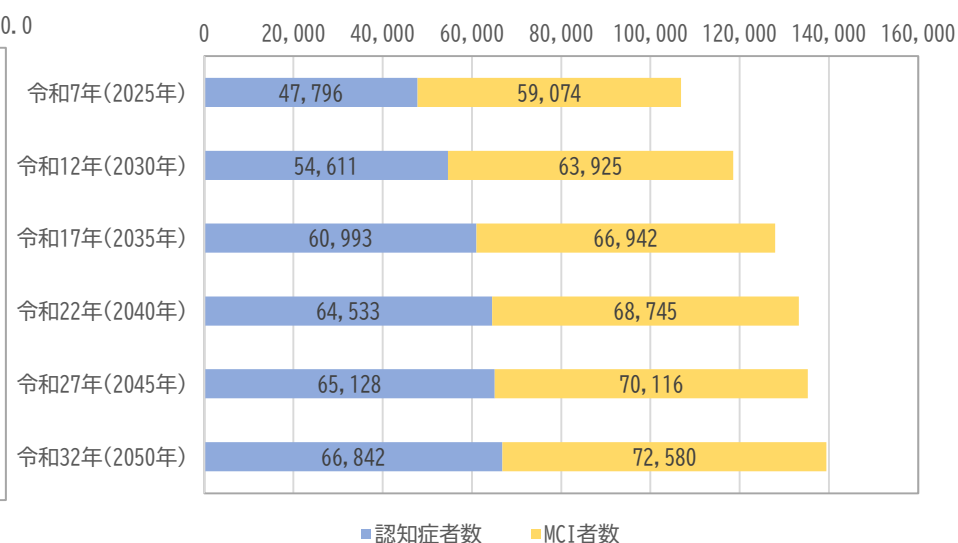
滋賀県における認知症・MCIの高齢者数の推計

- ・令和6年5月に国の研究班が発表した調査結果をもとに滋賀県の65歳以上の高齢者数を推計。
- ・2040年の認知症高齢者は約6万5千人、およそ7人に1人が認知症と推計される。
- ・また、MCI(軽度認知障害)を含めると約13万3千人、およそ3人に1人が認知症またはMCI(軽度認知障害)と推計される。

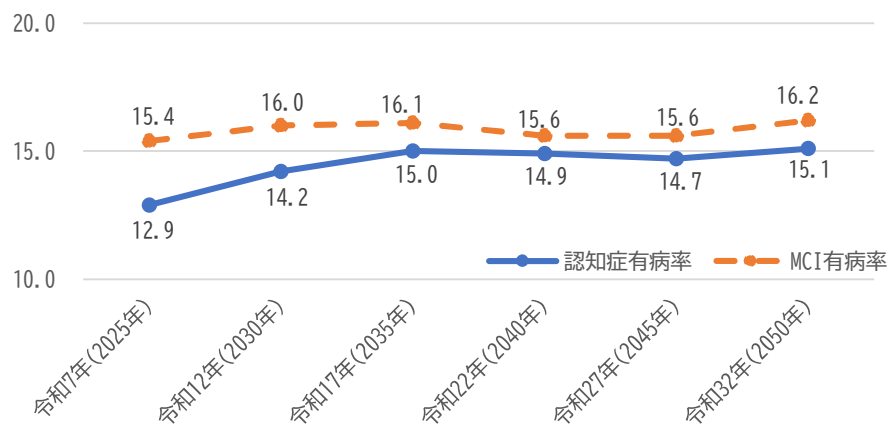
全国の認知症およびMCIの高齢者数の推計(万人)



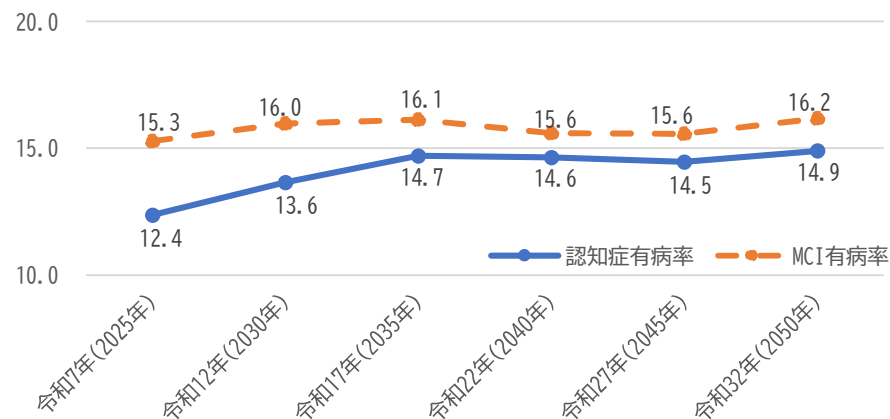
滋賀県の認知症およびMCIの高齢者数の推計(人)



全国の認知症およびMCI有病率(%)



滋賀県の認知症およびMCI有病率(%)



共生社会の実現を推進するための認知症基本法

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

令和5年法律第65号
令和5年6月14日成立、
同月16日公布
令和6年1月1日施行

1. 目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2. 基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3. 国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4. 認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

5. 基本的施策

①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

⑥【相談体制の整備等】

- ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
- ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

⑦【研究等の推進等】

- ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
- ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等

⑧【認知症の予防等】

- ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
- ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする**認知症施策推進本部**を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、**認知症の人及び家族等**により構成される**関係者会議**を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討

認知症施策推進基本計画の概要

【位置付け】共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

前文／Ⅰ 認知症施策推進基本計画について／Ⅱ 基本的な方向性

- 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
 - 認知症の人本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいこと
があり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

Ⅲ 基本的施策

- 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

Ⅳ 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- 評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

Ⅴ 推進体制等

- 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

基本的施策（抄）

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等

- ・ 学校教育、社会教育における「新しい認知症観」に基づく実感的理解の推進
- ・ 認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開（認知症希望大使の活動支援）

2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- ・ 認知症の人が自立し安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等（地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの推進）
- ・ 事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定

3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等

- ・ 認知症の人自らの経験等の共有機会の確保（ピアサポート活動の推進）
- ・ 認知症の人の社会参加の機会の確保（本人ミーティング、介護事業所における社会参加活動等の推進）
- ・ 多様な関係者の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等

4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

- ・ 認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定、情報提供（「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の改定）
- ・ 認知症の人に対する分かりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供

5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

- ・ 専門的な、又は良質かつ適切な医療提供体制の整備（認知症疾患医療センターの相談機能の充実）
- ・ 保健医療福祉の有機的な連携の確保（認知症初期集中支援チームの見直し、認知症地域支援推進員の適切な配置）
- ・ 人材の確保、養成、資質向上（認知症に関する研修の在り方の見直し）

6. 相談体制の整備等

- ・ 認知症の人の状況等に配慮し総合的に対応できる体制整備（地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の相談体制整備）
- ・ 認知症の人又は家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援等（認知症地域支援推進員の適切な配置、認知症カフェ、ピアサポート活動、認知症希望大使の活動支援）

7. 研究等の推進等

- ・ 予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の推進・成果の普及
- ・ 社会参加の在り方、共生のための社会環境整備その他の調査研究、検証、成果の活用（介護ロボット・ICT等の開発・普及の支援）

8. 認知症の予防等

- ・ 科学的知見に基づく知識の普及・地域活動の推進・情報収集
- ・ 地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備（早期発見・早期対応・診断後支援まで行うモデルの確立）

9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施

- ・ 若年性認知症の人を含む認知症の人の生活実態、社会参加・就労支援を促進する体制や社会実装の方策など共生社会の実現に関わる課題の把握と課題解決に向けた調査研究

10. 多様な主体の連携

- ・ かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、居宅介護支援事業所、認知症疾患医療センター等の連携及び地域住民を含む多様な主体との協働、分野横断的な取組の推進

11. 地方公共団体に対する支援

- ・ 地方公共団体の参考となるような取組の共有などの支援

12. 国際協力

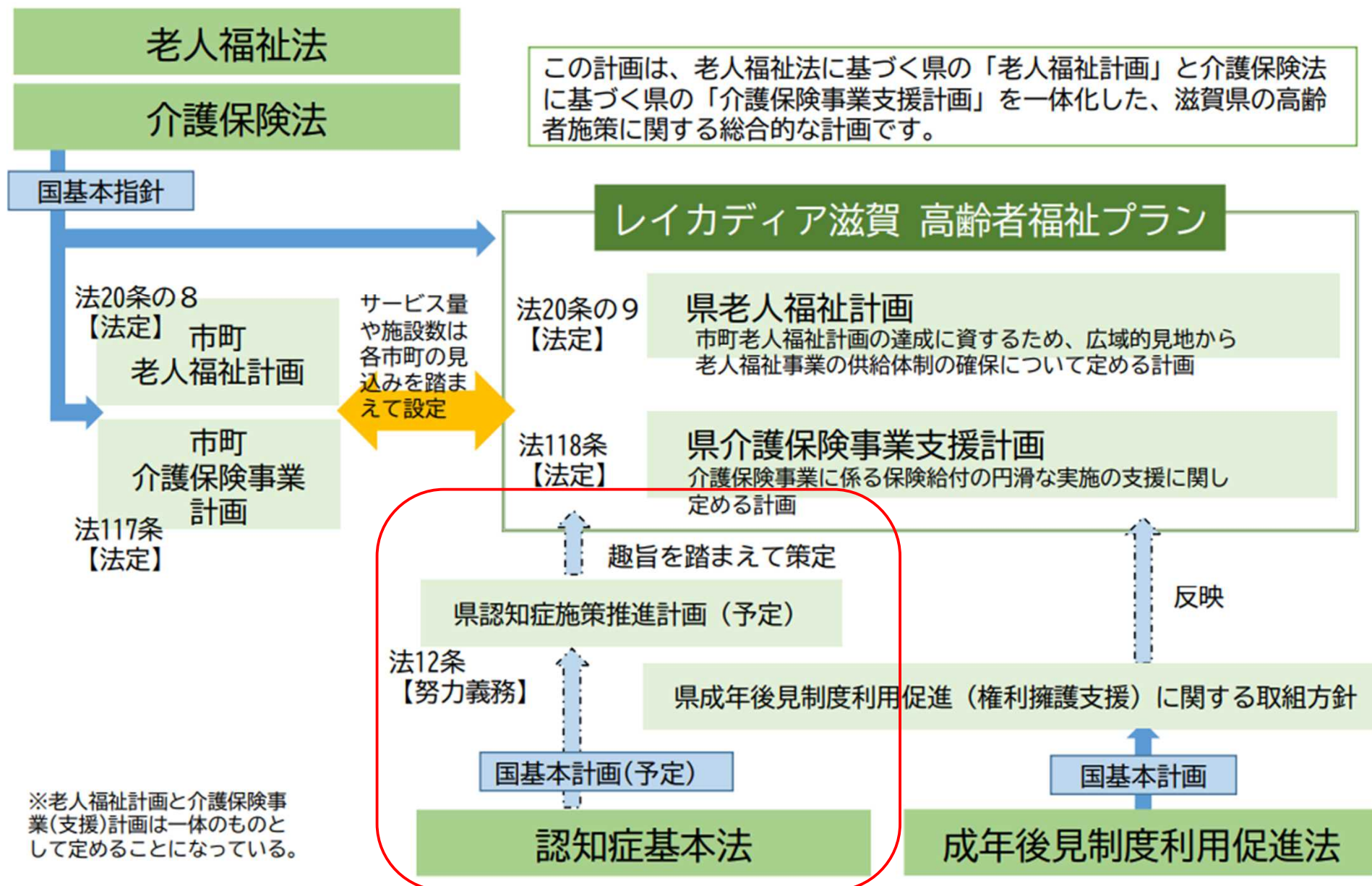
- ・ 外国政府、国際機関、関係団体等との連携、我が国の高齢化及び認知症施策の経験や技術について世界に向けて情報発信

重点目標・評価指標

重点目標	プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
①国民一人一人が「新しい認知症観」を理解している	- 地域の中で認知症の人と出会い、その当事者活動を支援している地方公共団体の数 - 認知症サポーターの養成研修に認知症の人が参画している地方公共団体の数	- 認知症希望大使等の本人発信等の取組を行っている地方公共団体の数 - 認知症サポーターの養成者数及び認知症サポーターが参画しているチームオレンジの数	- 認知症や認知症の人に関する国民の基本的な知識の理解度 - 国民における「新しい認知症観」の理解とそれに基づく振る舞いの状況
②認知症の人の生活においてその意思等が尊重されている	- ピアサポート活動への支援を実施している地方公共団体の数 - 行政職員が参画する本人ミーティングを実施している地方公共団体の数 - 医療・介護従事者等に、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修を実施している地方公共団体の数とその参加者数	- 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる認知症の人の意見を反映している地方公共団体の数 - 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる家族等の意見を反映している地方公共団体の数	地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると考えている認知症の人及び国民の割合
③認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができる	- 部署横断的に認知症施策の検討を実施している地方公共団体の数 - 認知症の人と家族等が参画して認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及び関連指標（KPI）を設定している地方公共団体の数 - 医療・介護従事者に対して実施している認知症対応力向上研修の受講者数	- 就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している地方公共団体の数 - 認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数 - 製品・サービスの開発に参画している認知症の人と家族等の人数 - 基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町村の数 - 認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数	- 自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合 - 地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合 - 認知症の人が自分らしく暮らせると考えている認知症の人及び国民の割合 - 認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると考えている認知症の人の割合
④国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できる	国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業に係る計画の数	国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業の数	国が支援・実施する、認知症に関する研究事業の成果が社会実装化されている数

滋賀県における認知症に関連する計画について

・令和6年3月に策定した「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」は、認知症基本法の趣旨を踏まえたもの。



レイカディア滋賀 高齢者福祉プランの概要(認知症関連)



「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」

序章 計画の策定にあたって

1 計画の位置づけ

県の「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体化した高齢者施策に関する総合的な計画

2 計画期間 令和6年度～令和8年度の3年間

第1章 高齢者を取り巻く状況

(2020年 → 2025年 → 2040年)

高齢化率等	[65歳以上]	26.4%	→ 27.6%	→ 33.7%
	[75歳以上]	13.2%	→ 16.0%	→ 19.0%
	[85歳以上]	4.3%	→ 5.0%	→ 8.5%
高齢者世帯	[単身世帯]	10.0%	→ 11.0%	→ 14.8%
	[高齢夫婦世帯]	12.6%	→ 12.6%	→ 13.5%
要介護(要支援)認定者	[65歳以上]	65,315人	→ 71,518人	→ 92,500人
ア 認定者数	[75歳以上]	58,420人	→ 65,497人	→ 85,748人
	[65歳以上]	17.6%	→ 18.7%	→ 21.7%
イ 認定率	[75歳以上]	31.7%	→ 29.7%	→ 36.3%

第2章 計画の目指すもの

1 基本理念

誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現
～ 高齢期の暮らしを支える滋賀の「医療福祉」の推進 ～

2 基本目標

地域包括ケアシステムの深化・充実による共生社会づくり

<大切にしたい視点>

- 自分らしく暮らしたいという本人の思いの尊重と実現
- 保健・医療・福祉が一体となって暮らしを支える「医療福祉」の推進
- 一人ひとりが役割を持ち、支え合いながら暮らす社会の実現

目標達成に向け、重点的に取り組む事項

1 地域包括ケアを支える人材の確保・育成・協働

介護人材や在宅医療に関わる専門職の確保・育成に取り組むとともに、地域における支え合い活動などを担うNPOやボランティアなどの育成を促進します。

2 地域の特性に応じた支援の充実

健康づくりや介護予防の観点から、住民やNPO、元気高齢者などの活動を促進し、多様な担い手の協働による地域の支え合いを図ります。また、自立支援・重度化防止に向けた市町の取組を支援し、市町のまちづくり・地域づくりの取組につなげます。

3 2040年を見据えた着実なサービス提供体制づくり

高齢化の進展や、地域医療構想の展開により見込まれるさらなる在宅医療や介護サービスの需要に対応しながら、必要な人に必要な医療・介護サービスを一体的に提供できる体制整備を図ります。

4 感染症への対応や自然災害時に対する備えへの支援

新型コロナウイルス感染症により顕在化した課題への対応に取り組むほか、感染症の流行などの非常時であっても、住み慣れた場所で日常生活が保たれる仕組みづくりを支援するとともに、自然災害への備えを進めます。

第3章 分野別施策

★は重点的取組、下線は変更項目

第1節 誰もがいきいきと活躍できる共生社会づくり/みんなで創る「健康しが」

(1) 高齢者一人ひとりの取組の推進

- ① 生きがいづくり・社会参加・就労支援・ボランティア活動 (老人クラブ、レイカディア大学等)
- ② 健康なひとづくり・介護予防とリハビリテーション (栄養・食生活、運動・身体活動等)

(2) 共生のまちづくり

- ① 地域での共生社会づくり (世代間交流、支え合いの仕組み、介護者本人やその家族等の生活の質の向上★)
- ② 健康なまちづくり
- ③ 地域づくりによる介護予防 (保健事業と介護予防等の一体的実施等)
- ④ 地域リハビリテーションの推進
- ⑤ 安全・安心な滋賀の実現 (移動支援、防災・減災★、感染症対策)

第2節 認知症の人や家族等が自分らしく暮らす地域づくり

(1) 認知症への理解を深めるための普及啓発の推進★

(認知症サポーター、キャラバンメイトの養成等)

(2) 認知症の人と家族等を支える地域づくり

(認知症の人の社会参加の促進 (雇用継続の支援、企業への普及啓発))

第3節 暮らしを支える体制づくり

(1) 医療福祉・在宅看取りの推進

- ① 望み場所での日常療養支援体制の整備
- ② 病院から在宅療養の移行への切れ目のない入退院支援体制の構築
- ③ 急変時対応体制の整備
- ④ 望み場所での人生の最終段階の支援を受け、本人・家族が望む最期を迎えることができる体制整備
- ⑤ 感染症・災害発生時の対応体制の整備
- ⑥ 多職種・多機関連携をコーディネートする圏域・市町の拠点機能の充実

(2) 高齢者の暮らしを支える連携の仕組みづくり

① 地域包括支援センターの取組支援 ② 地域ケア会議の取組の推進★

(3) 高齢者の権利擁護支援の推進

① 高齢者虐待等の防止の推進 ② 権利擁護支援に係る体制整備等の推進★

第4節 2040年を支える介護職員等の確保・育成・定着の推進

(1) 確保 ① 介護の仕事の魅力発信

② 外国人・元気高齢者・障害者など多様な人材の参入促進

(2) 育成 ① 介護分野における滋賀の福祉人材の育成

② 多様なニーズに対応できる介護職員の育成

(3) 定着 ① 新任、現任職員への定着支援

② 業務の負担軽減と質の高いケアを実現する介護現場の革新★ ③ 労働環境の改善

第5節 2040年を見据えた着実なサービス提供体制の構築

《サービス量の見込みと施設の整備数》

- (1) 居宅サービス (訪問介護・訪問看護・通所介護・短期入所生活介護等)
- (2) 地域密着型サービス (小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等)
- (3) 施設サービス (特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院等)
- (4) 居宅介護支援事業
- (5) 共生型サービス
- (6) 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅
- (7) その他のサービス (養護老人ホーム・軽費老人ホーム等)
- (8) 高齢者が安心して暮らすことのできる住まいの確保
- (9) 感染症や災害に強いサービス基盤づくり (災害対策★)
- (10) 介護現場の安全性の確保・リスクマネジメントの推進

第6節 介護保険制度の安定的運営と市町支援

- (1) 介護給付適正化に向けての取組 (主要3事業を柱とした取組等)
- (2) 自立支援・重度化防止等に向けた市町 (保険者) 支援
- (3) サービスの質の確保と自立支援に向けた事業所の取組の推進 (事業所指導、研修等)
- (4) サービス選択を可能にする仕組みづくり (介護サービスの情報公表等)

第4章 計画の円滑な推進のために

《推進体制、県の役割、各主体の役割 (県民に期待される役割、地域・団体に期待される役割、市町の役割)》

県の役割

- ・暮らしを支える滋賀の「医療福祉」の推進という考えのもと市町の取組支援
- ・人材確保、広域サービス基盤の整備、広域での感染症や災害対応

市町の役割

- ・地域包括ケアの推進、地域におけるサービス基盤の整備、人材の確保、感染症や災害対応
- ・保険者として地域の課題を分析し、自立支援・重度化防止に向けた取組を推進

政策目標

- 健康寿命 (R3) 男性81.19歳 女性84.83歳 (R8) 健康寿命の延伸

- サービス利用環境 満足度 (R4) 医療74.5% 福祉54.3% (R8) 満足度の向上

主な個別指標

- レイカディア大学卒業生で地域活動実施者の割合(卒業3年以内) (R5) 88.1% (R8) 95.0%

- 認知症相談医数 (R4) 427人 (R8) 510人

- 訪問診療を受けた年間患者数 (R4) 12,438人 (R8) 14,033人

- 介護職員数 (R4) 20,549人 (R8) 22,300人

- 特別養護老人ホームの定員数 (R5) 7,860人 (R8) 7,938人

- セーフティネット住宅の登録数 (R5) 11,844戸 (R8) 12,000戸

- 介護給付適正化のための主要3事業すべてに取り組む市町村 (R5) 19市町 (R8) 19市町

都道府県認知症施策推進計画の策定に向けて

- ・「レイカディア滋賀高齢者福祉プラン」の改定のタイミングで必要な事項を盛り込み、都道府県計画に位置付けたい。
- ・プランの改定にあたっては、認知症の当事者や御家族の御意見をお聴きしながら進めることとしたい。

国の「認知症施策推進基本計画」 （「都道府県計画・市町村計画の策定等について」より抜粋）

- 都道府県計画の策定に当たっては、当該計画に定める内容が、介護保険事業（支援）計画等の既存の行政計画に定める内容と重複する場合、これらを一体のものとして策定することは差し支えないものとするなど、必要に応じて柔軟に運用できることとする。
- 都道府県計画の策定・変更をする際には、あらかじめ、認知症の人及び家族等の意見を可能な限り広く聴くよう努めるとともに、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、公共交通事業者等、金融機関、小売業者その他の日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者、学識経験を有する者、地域住民その他の関係者からも広く意見を聴くことが望ましい。
- 都道府県計画は、医療計画、都道府県地域福祉支援計画、都道府県老人福祉計画、都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

本県の対応方針

- 令和6年3月に策定した「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」は、既に認知症基本法の理念を踏まえたものとなっていることから、次期プランの策定のタイミングで、国の認知症施策推進基本計画の内容や認知症施策に関する動向など、必要な事項を盛り込むとともに、都道府県計画として位置付けることとしたい。
- 次期プランの策定にあたっては、本審議会にお諮りすることはもちろんのこと、認知症の人やその家族の意見を聴くなど、広く意見を聴いてまいりたい。

令和7年度 滋賀県の認知症施策の概要

しがの認知症施策の目指す姿

認知症を我が事としてとらえ、認知症を発症しても、希望と尊厳をもって、認知症とともに、誰もが自分らしく安心して暮らし続けている。



健康な「まちづくり」

- 認知症の正しい理解の深化
- 早期発見・早期対応により進行を緩やかにする

知識・理解の深化

予防・早期発見のための体制充実

- ・ 認知症サポーター養成講座の周知啓発
- (**拡**) 認知症月間や県内イベントにおける啓発活動
(仮称) しがの認知症オレンジプロジェクト
- ・ ホームページやSNSによる情報発信
- ・ 市町による健康づくりや早期受診の促進などの取組

- その時々に応じて、必要な医療・介護の支援が受けられる

医療・介護の充実

- (**拡**) 認知症疾患医療センターの機能強化
- 医療・介護従事者向け研修
- 認知症フォーラムによる多職種連携促進・専門職の資質向上

- 地域住民が、認知症を理解し共に支え合う
- 利用しやすいお店や施設がある

本人・家族を支える地域づくり

- ・ 認知症の人や家族と企業等との意見交換等の実施

- (**新**) 認知症の人や家族を支える企業・団体や個人の優良取組を取り上げ、横展開を図る
(仮称) 「認知症バリアフリー」地域づくり表彰
- ・ 介護経験者による相談対応
- ・ 権利擁護支援体制整備等の推進

- 居場所や活躍できる場所がある

社会参加の促進

- ・ 治療と仕事の両立支援に係る情報発信
- ・ 認知症カフェや介護者の会など仲間づくり・交流の機会に係る一元的な情報発信

認知症の人を含めた全員が支え合い、自分らしく暮らせる滋賀を目指す

当事者や企業等の意見を聴きながら施策展開を図る。

認知症バリアフリー 地域づくり推進事業

令和7年度当初予算額：5,000千円（国2,500 〇2,500）／令和6年度当初予算額：1,050千円（国525 〇525）

1 事業の目的

- 県内の認知症高齢者数は、2025年に約4.8万人、2040年には約6.5万人と推計され、認知症高齢者の増加に伴って、誰もが認知症とともに生き、誰もが介護者として関わる可能性がある。
- 2024年1月に施行された認知症基本法は、認知症の日（9/21）および認知症月間（9月）が定められ、趣旨にふさわしい事業の実施が規定されている。
- 県民の認知症の知識・理解の深化を図るとともに、地域や企業が「認知症にやさしいまちづくり」を進める機運を醸成することにより、『認知症を我が事としてとらえ、認知症を発症しても、希望と尊厳をもって、認知症とともに、誰もが自分らしく安心して暮らし続けていける滋賀県』を目指す。

2 事業の概要・スキーム

しがの認知症オレンジプロジェクト

県内各地を「認知症オレンジ」に染める運動の推進

476千円

認知症月間（9月）を中心に、県内様々な場所をオレンジに染める活動と呼びかけ、それぞれの取組や趣旨を県HPやSNS、県広報等で紹介。

【実施主体】

- ・ 県
- ・ 市町や地域団体等に取組を呼びかけ、趣旨に賛同いただいた団体等

【取組方法】

- ・ オレンジライトアップ
- ・ オレンジリングドレスアップ
- ・ オレンジガーデニング



認知症フェスタの開催

2,550千円

認知症の知識や理解の深化を目的に商業施設で認知症フェスタを実施。

【実施主体】

県

【場所】

イオンモールやアルプラザ等の商業施設

【取組方法】

- ・ イベント
- ・ 認知症の知識や理解に関するパネル展示、疑似体験、簡易検査
- ・ 啓発資材の配布



県内イベントでの啓発活動

586千円

びわ湖マラソンや国スポ・障スポ等の県内イベントにおいて、認知症の知識・理解を啓発。（イベント担当課と調整し、ブースを設置）（企業や認知症の人と家族の会とコラボ）

【実施主体】

県

【取組方法】

- ・ 簡易検査、認知症疑似体験
- ・ 認知症の人やその家族の参画
- ・ パネル展示等